

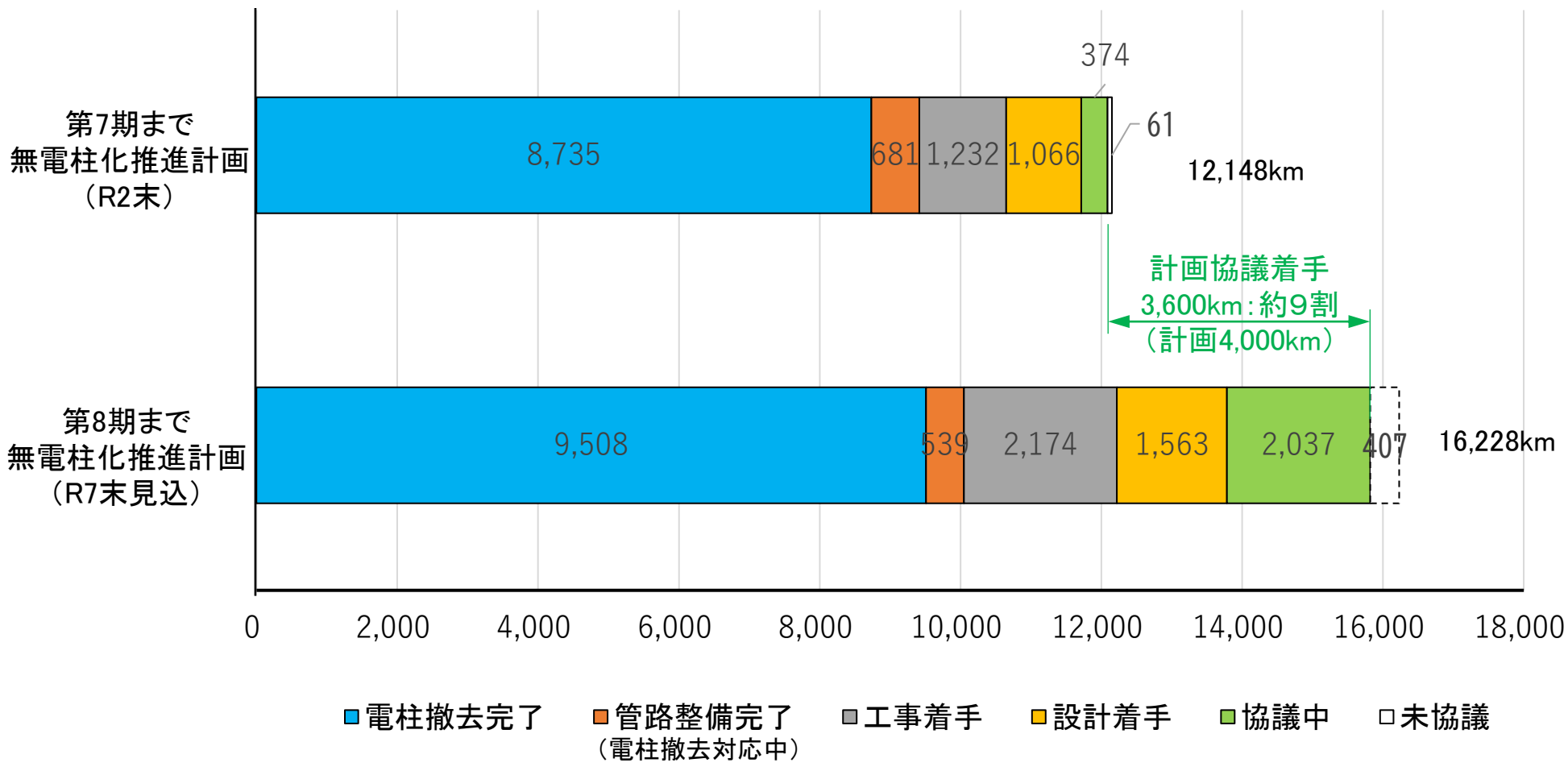
無電柱化の推進に関する取組状況について

令和7年2月

国土交通省道路局

1-① 無電柱化推進計画の進捗状況

- 第8期 無電柱化推進計画の計画目標4,000kmに対して約9割で計画協議着手済。
- 令和7年度末には約2,200kmで工事中、約540kmで電柱を撤去対応中。



1-② 第8期推進計画の中間フォローアップ

○現在のKPIである工事着手ベースは概ね、順調に推移している。
○計画協議着手ベース(R6末見込み)では、目標値(R7末)を上回っており、事業着手準備が整っている状況。

分類	対象	母数	指標		
			初期値 (R1年度末)	R6年度 (見込み)	目標値 (R7年度末)
防災	電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱着手率	19,380km	約38% (7,380km)	約47% (9,064km) 約57% (11,105km)	約52% (10,060km)
安全	特定道路における無電柱化着手率	4,447km	約31% (1,398km)	約33% (1,482km) 約39% (1,734km)	約38% (1,698km)
景観・観光	世界文化遺産周辺の無電柱化着手地区数	89地区	37地区	44地区 49地区	46地区
	重要伝統的建造物群保存地区の無電柱化着手地区数	123地区	56地区	60地区 69地区	67地区
	歴史まちづくり法重点地区の無電柱化着手地区数	121地区	46地区	54地区 67地区	58地区

上段: 工事着手ベース 下段: 計画協議着手ベース

1-③ 能登半島地震等での課題(重要インフラ施設の停電)

- 能登半島地震や奥能登豪雨では、法面崩壊や家屋倒壊のほか、電柱倒壊や電線の断線等により長期の停電が発生し、防災拠点、病院、上下水道、通信等の重要インフラ施設に大きな影響がでた。
- 無電柱化実施区間では、地震による液状化により地上機器の浮き上がり等の被害はあったが、電線の断線はなく通電は可能であり、効果を発揮した。

【無電柱化区間(珠洲市)】



地震直後

【無電柱化未整備区間(輪島市)】



【令和6年奥能登豪雨への対応について】
電源車からの仮設住宅への応急送電作業
(送配電網協議会より提供)

1-④ 能登半島地震等での課題(道路啓開)

- 能登半島地震では、道路啓開にあたり、倒壊した電柱、電線に接触した倒木の処理が迅速な作業の支障となった。
- 道路啓開計画において電柱の倒壊等のリスクを明示し、災害発生時の迅速な対応に向け電柱撤去訓練の実施など電線管理者との連携を強化する必要があることから、今般、道路啓開計画の法定化を含む改正道路法案を提出している。

【電線に接触した倒木の処理(能登半島地震)】



【倒壊電柱撤去訓練】



北海道開発局 釧路開発建設部と
北海道電力ネットワーク等との
合同訓練

電柱・がれきの撤去



1-⑤ 災害時の電力・通信の復旧に向けた関係機関の調整

○ 重要なライフラインである電力・通信について、停電、通信障害等が発生した際に速やかな復旧を行うため、電力、通信及び道路担当者が、本省、現場レベルにおいて必要な連絡調整を行うことを目的に本省レベル、全ての地方支部局レベルで連絡調整会議を設置。

○ 会議は、大規模災害が見込まれることが想定される時期及び発災後被害状況等が明らかとなる時期に開催し、被害情報共有、電力・通信の早期復旧の優先順位等を調整。

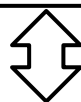
■災害時の電力・通信の復旧に向けた関係機関連絡調整会議

目的: 停電・通信障害等が発生した際に速やかな復旧を行うため、電力・通信・道路担当者が**本省及び現場レベル**で必要な連絡調整を行うこと

【本省レベル】

構成員

- ・経済産業省(電力)
- ・総務省(通信)
- ・国土交通省(道路)



【現場レベル】

構成員(関東の例)

- ・経済産業省関東東北産業保安監督部(電力)
- ・総務省関東総合通信局(通信)
- ・国土交通省関東地方整備局(道路)
- ＋被害が想定される地方公共団体

■台風被害が想定されたため開催した
関東地区連絡調整会議
(令和6年8月15日)



1-⑥ 地方版無電柱化推進計画の策定状況

○47都道府県は、全て無電柱化推進計画を策定済み。
○市区町村は、270市区町村で無電柱化推進計画を策定済み。
○整備箇所のみを明示した計画が多く、計画目標や今後の無電柱化予定区間まで掲載した計画は少ない。今後は効果的な計画になるよう内容を充実させる必要がある。

《例：KPIを明示した例》

(1) 基本的な目標

	対象道路(指標)	三重県 着手率		無電柱化済又は無電柱化の 工事に着手道の延長の割合	(参考)全国着手率
防災	①電柱倒壊リスクがある市街地 等の緊急輸送道路	21% ^{※1}	⇒	39%	38% → 52% (2009年度末までにすべての道路で実施予定)
安全・円滑な 交通確保	②バリアフリー特定道路	22% ^{※1}	⇒	25%	31% → 38%
景観形成 観光振興	③世界文化遺産周辺地区 (1地区(紀伊山地の霊場と参詣道))	1地区	⇒	1地区	37地区 → 46地区
	④重要伝統的建造物群保存地区 (1地区(亀山市関宿))	1地区	⇒	1地区	56地区 → 67地区
	⑤歴史まちづくり法重点地区 (5地区 ^{※2})	2地区 (2箇所)	⇒	2地区 (3箇所)	46地区 → 58地区

※1:緊急輸送道路及びバリアフリー特定道路は2019年度末現在、以外は2020年度末現在(国計画と同じ)
※2:亀山市東海道沿道区域、伊賀市「上野城下町」、伊賀市「観音橋寺と大和街道島ヶ原宿」、伊賀市「大村神社と初瀬街道阿保宿」、明和町「寄宮跡周辺地区」

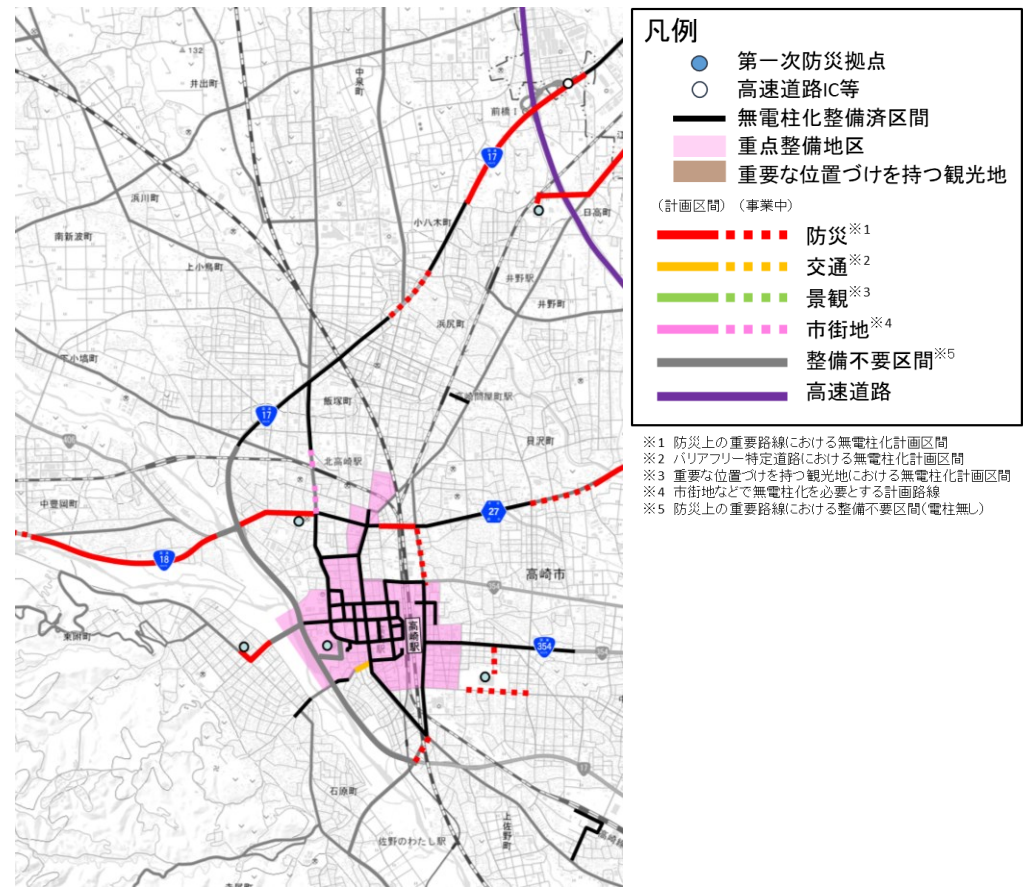
※「三重県無電柱化推進計画」(2021.11, 三重県)を加工

《例：集中整備地区を明示した例》



※「東京都無電柱化計画」(2021.6, 東京都)を加工

《例：無電柱化ネットワークを明示した例》



※1 防災上の重要路線における無電柱化計画区間
※2 バリアフリー特定道路における無電柱化計画区間
※3 重要な位置づけを持つ観光地における無電柱化計画区間
※4 市街地などで無電柱化を必要とする計画路線
※5 防災上の重要路線における整備不要区間(電柱無し)

※「群馬県無電柱化推進計画2019」(2019.4, 群馬県)を加工

1-⑦ 観光地域における無電柱化の支援施策

- 観光による地域振興に向けた無電柱化を推進するため、電線管理者の無電柱化を支援。
- 具体的には、国際観光旅客税を財源に観光地における電線共同溝の電線管理者負担分や、電線管理者が実施する単独地中化の費用を国と地方公共団体が補助。

＜補助内容＞

- 単独地中化方式（屋側・迂回配線含む）、共同管路方式により無電柱化に要する経費
 - 無電柱化に併せて電線管理者が行う情報提供設備や道路の美装化等、観光まちづくりに資すると認められる費用（※）
- （※）地上機器へのWi-Fi設備による観光情報の提供、地上機器を活用した観光案内（地図など）の明示、無電柱化後の歩道復旧の際に周辺の道路に調査した舗装の美装化、無電柱化と併せて、道路照明等の美装化や街路樹を整備

＜活用イメージ＞

富士山（静岡県富士市）



出雲大社神門通り（島根県出雲市）



十和田湖（秋田県小坂町）



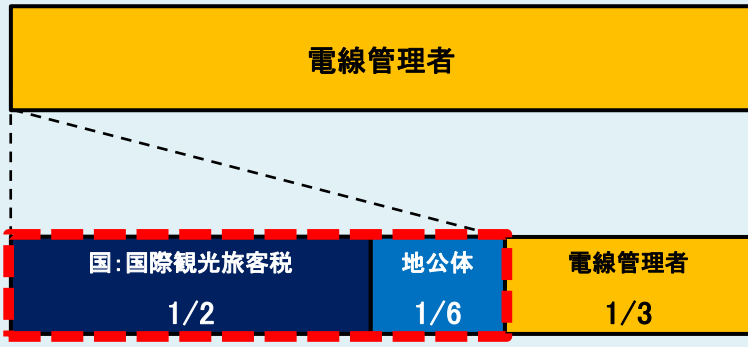
国際通り（沖縄県那覇市）



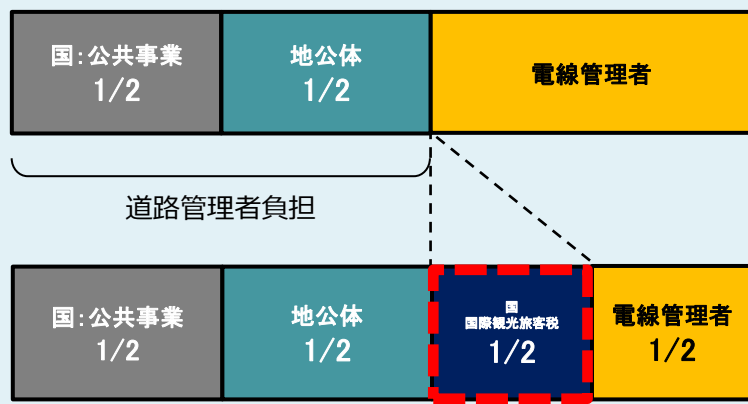
＜補助割合＞

電線管理者への補助

■ 単独地中化方式（継続）



■ 共同管路方式



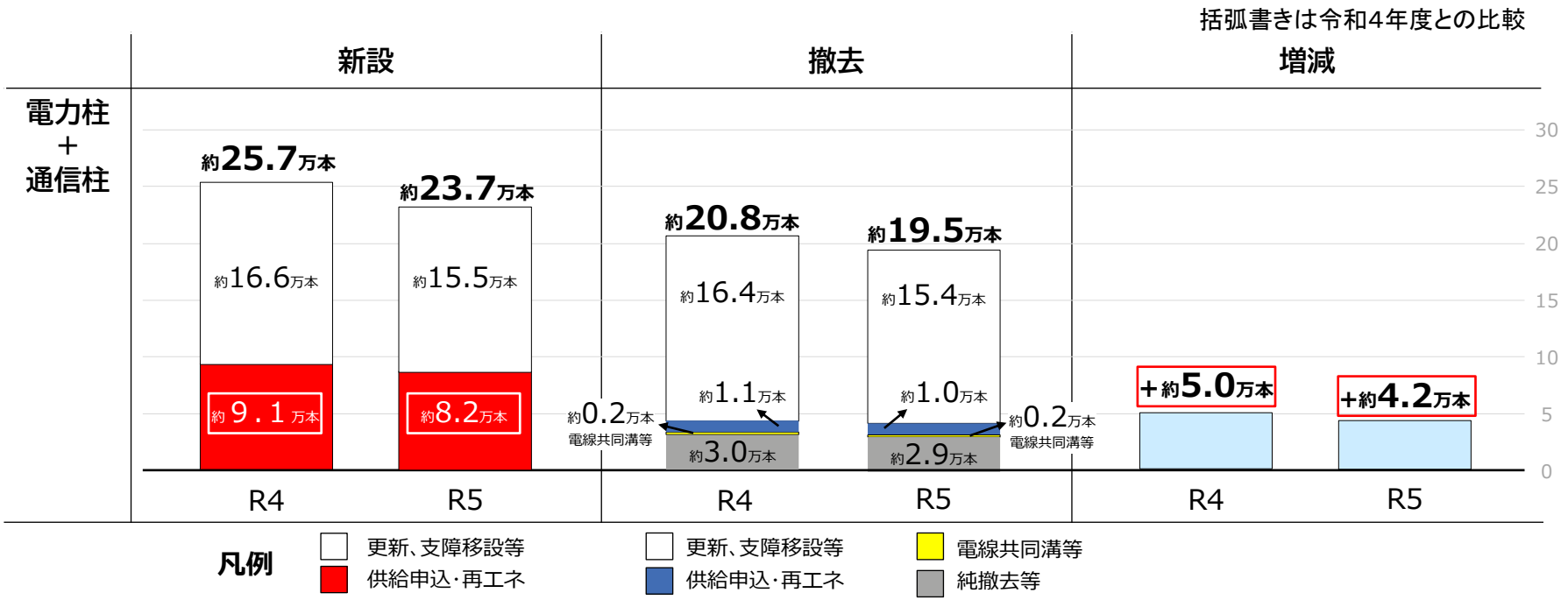
2. 電柱減少対策

2-① 新設電柱調査結果概要(令和5年度)

○令和5年度は全国で電柱(電力柱+通信柱)が、**約4.2万本の増加**。
○直轄国道では無電柱化を推進した結果、約1,200本の減少。

【新設電柱調査結果】

	新設	撤去	増減
合計	約23.7万本 (-2.1万本)	約19.5万本 (-1.3万本)	+約4.2万本 (-0.8万本)



【直轄国道の電柱道路占用本数】

	R5.4.1時点	R6.4.1時点	増減
合計	279,548	278,314	△ 1,234

2-② 緊急輸送道路内の電柱抑制対策

新設電柱の占用制限指定前に占用許可された事例

【概要】

- 第三次 緊急輸送道路(千葉県市原市(市道))
- R5年12月 新たに電柱の占用許可
- R6年 4月 新設電柱の占用制限指定

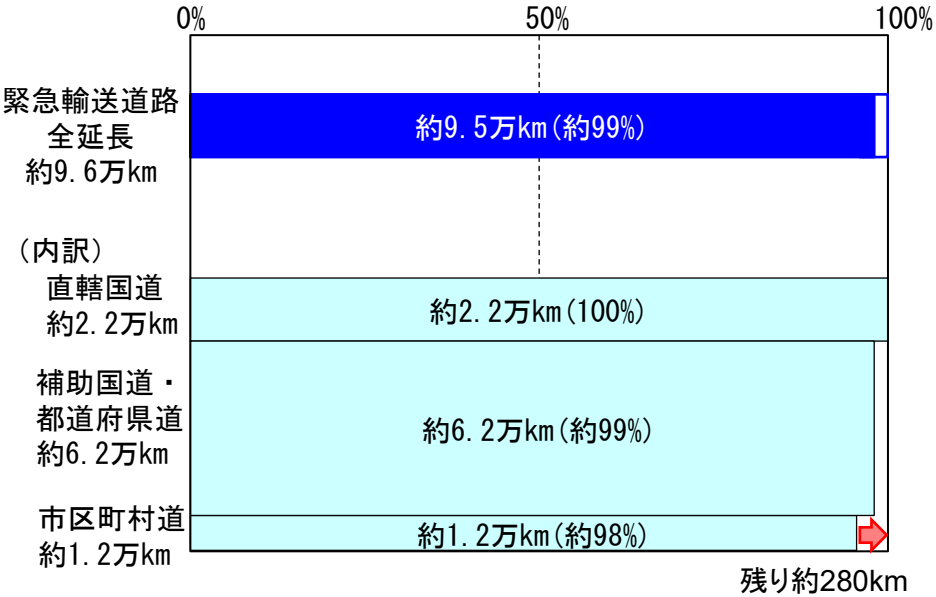


取組状況

- 新設電柱の占用制限措置は約99%適用済
- 全緊急輸送道路への適用を目指すとともに
厳格な運用を徹底周知

【新設電柱の占用制限措置の実施状況】

※R7.3見込み



※道路法第37条(抜粋)
道路管理者は(中略)区域を指定して道路の占用を禁止し、又は制限することができる
三 災害が発生した場合における被害の拡大を防止

2-③ 緊急輸送道路の沿道の電柱抑制対策

緊急輸送道路沿い民地に建柱された事例

【概 要】

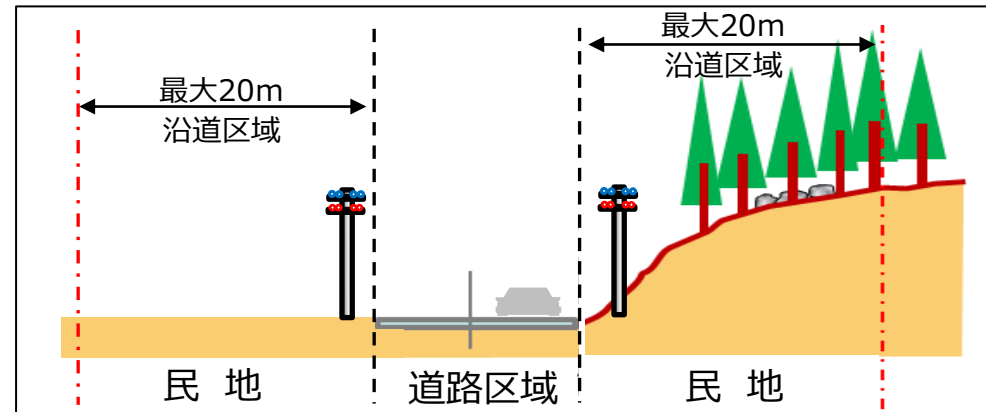
- 第一次 緊急輸送道路(京都府城陽市(国道24号))
- H28年4月 新設電柱の占用制限指定
- R6年12月 沿道に新たに電柱が建柱



今後の対応

- 沿道民地からの電柱倒壊による道路閉塞を防止する「沿道区域・届出勧告制度」を促進。
 - ・ 直轄国道 8 区間 指定済み
 - ・ 令和 7 年度までの指定に向け、現在 4 1 区間で準備中
- 今後は、防災上重要な区間を対象に沿道の開発状況を踏まえ、指定の拡大を進める。

【沿道区域・届出対象区域のイメージ】



※ 届出対象区域は沿道区域の中で設定

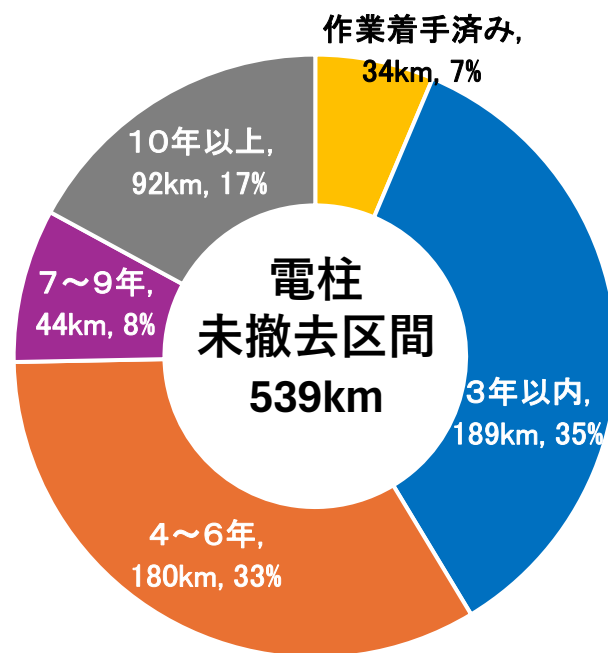
【沿道民地の電柱が倒壊し道路閉塞した例】



2-④ 管路整備後の電柱未撤去区間の状況

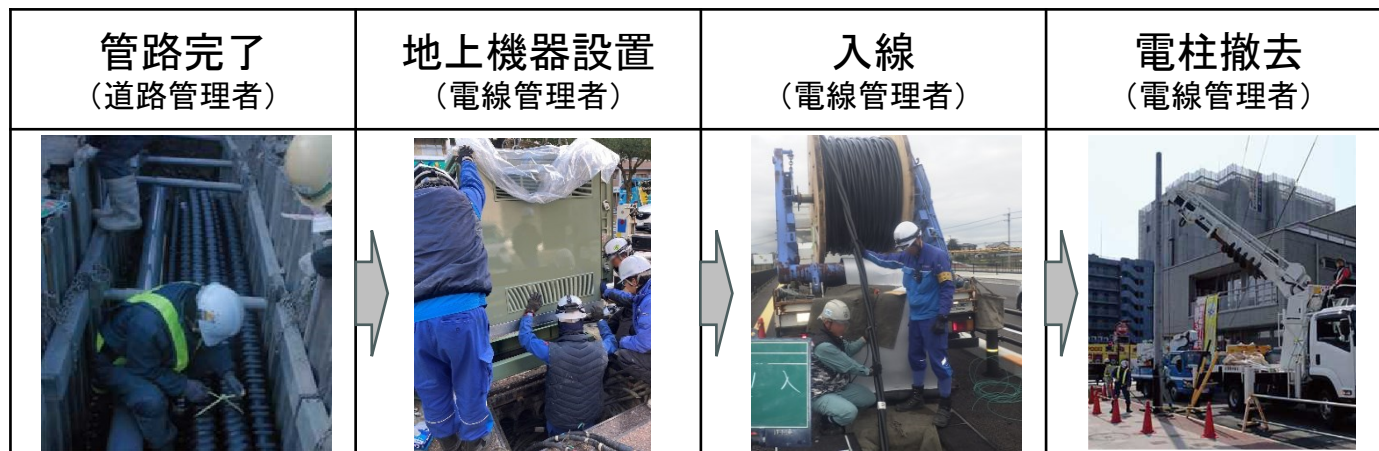
- 道路管理者が管路整備後、電線管理者により入線・電柱撤去作業を実施。
- 箇所によっては、民地所有者から設備設置を反対されるなど電柱撤去までに時間を要する事例がある
- 早期の電柱撤去に向け、道路管理者・電線管理者で原因分析を行い、対策を検討する。

■電柱未撤去の経過年数



※国土交通省調べ

■入線・電柱撤去の流れ

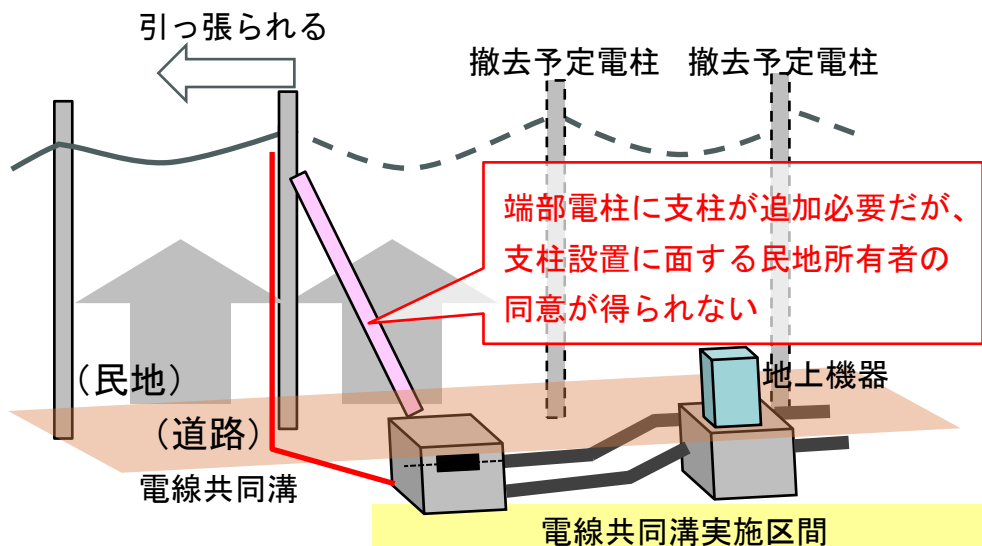


■電柱撤去に時間を要している事例

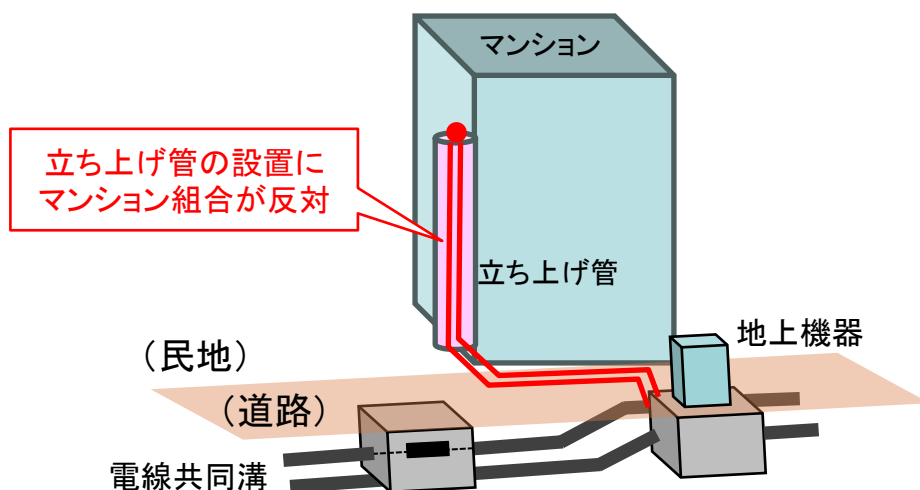
- 民地建築物に設置する設備の位置や施工に対し、民地所有者の合意が得られない
- 電柱撤去に伴う端部電柱改造に必要な土地の使用に対し、民地所有者の同意が得られない
- 隣接工区とまとめて電柱撤去する計画となっており、隣接工区完成待ち

2-⑤ 管路整備後、電柱撤去が進まない事例

- ①電柱撤去に伴う端部電柱改造に必要な土地の使用に対し、民地所有者の同意が得られないケース

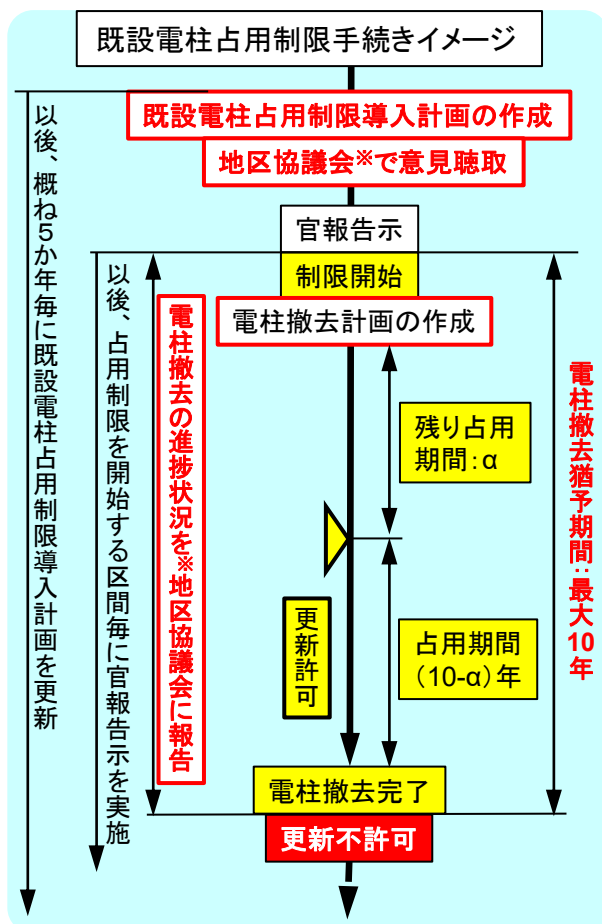


- ②民地マンション所有者から、設備設置を反対され入線切替できないケース



2-⑥ 既設電柱の占用制限措置

- 緊急輸送道路を対象に既設電柱の占用禁止の運用を開始(R5.6通知)。
- 道路管理者は、「既設電柱占用制限導入計画」を作成し、計画に基づき区域を指定(告示)。
- 告示後、電柱撤去まで最大10年間の猶予期間を設定し、電線管理者は電柱撤去計画を作成し、猶予期間内に計画的に電柱撤去を進めることにより、電柱撤去を推進。
- 直轄国道 道路延長約37kmを公示済み(R6.11末時点)であり、計画的な電柱撤去に向け指定区間の拡大を図る。



※地方ブロック無電柱化協議会または都道府県部会

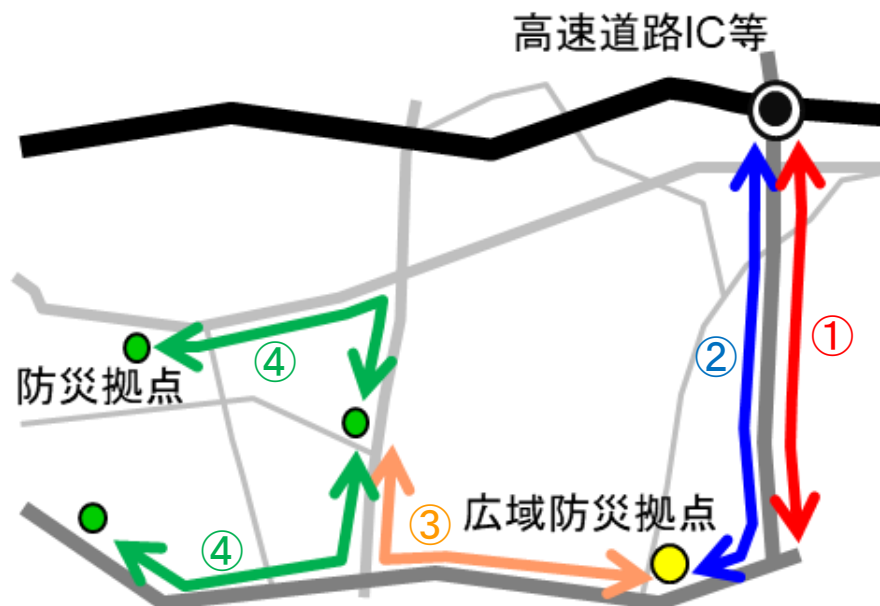
【占用制限措置の優先順位】

■無電柱化事業の事業(予定)区間

- ①電線共同溝整備事業の事業(予定)区間
- ②単独地中化など無電柱化事業の事業(予定)区間
- ③2年前までに道路工事の通知がなされた区間

■電柱倒壊による道路閉塞の影響が大きい区間

- ①地域防災計画における重要な区間
- ②交通拠点と(広域)防災拠点を結ぶ区間
- ③広域防災拠点と防災拠点を結ぶ区間
- ④防災拠点と防災拠点を結ぶ区間

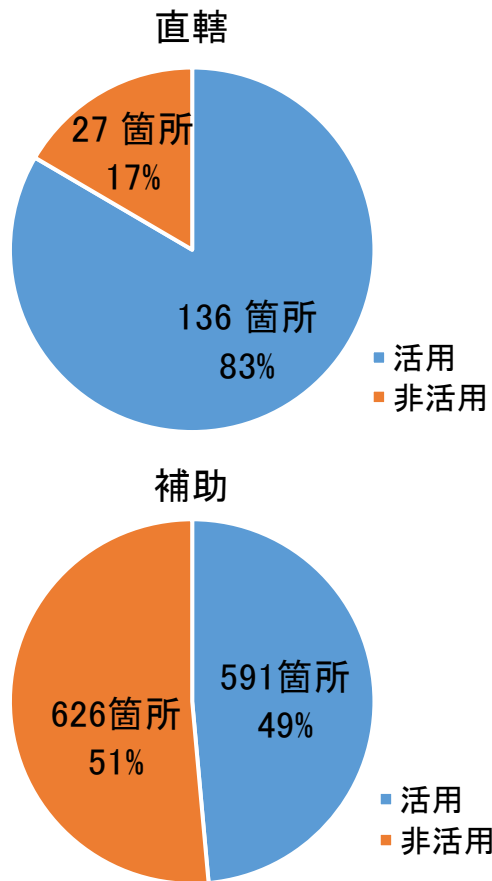


3. コスト縮減

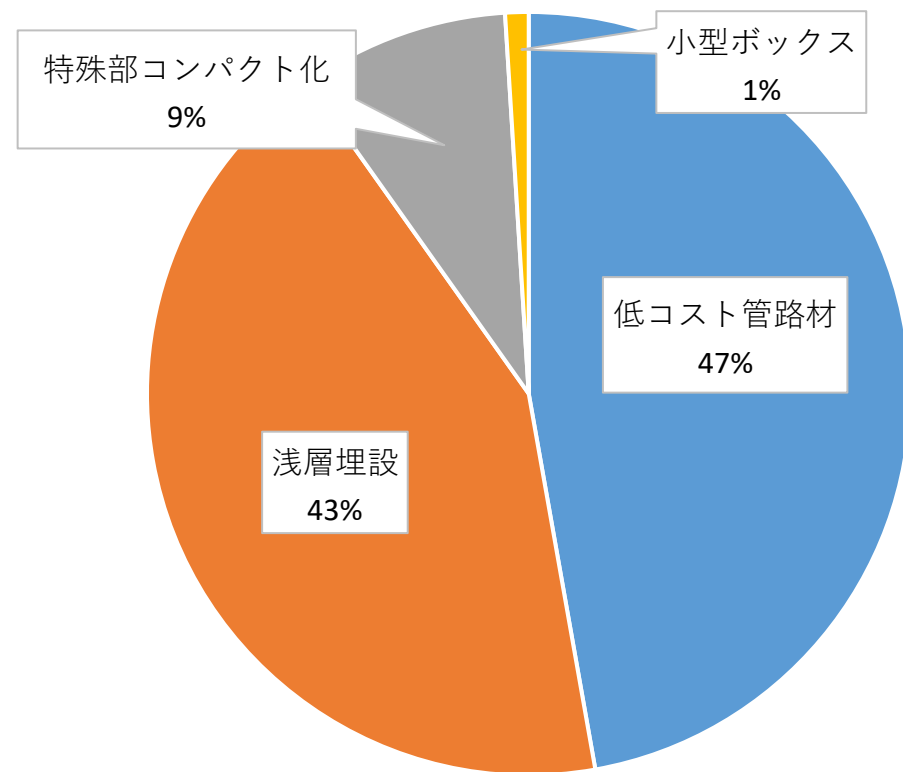
3-① コスト縮減技術の活用状況

- 令和2年度以降の新規事業箇所1,380箇所を対象にコスト縮減技術の活用状況を調査。
- 直轄事業は83%、補助事業は49%でコスト縮減技術を活用。 浅層埋設、低コスト管路材の活用事例が多く、概ね1割程度のコスト縮減となっている事例が多い。
- 「無電柱化のコスト縮減の手引き」に基づき、コスト縮減技術の更なる活用促進を図る。

【新規事業化時のコスト縮減技術の活用状況】



【活用されたコスト縮減技術の内訳】



※同一事業で複数のコスト縮減策を活用している事例あり

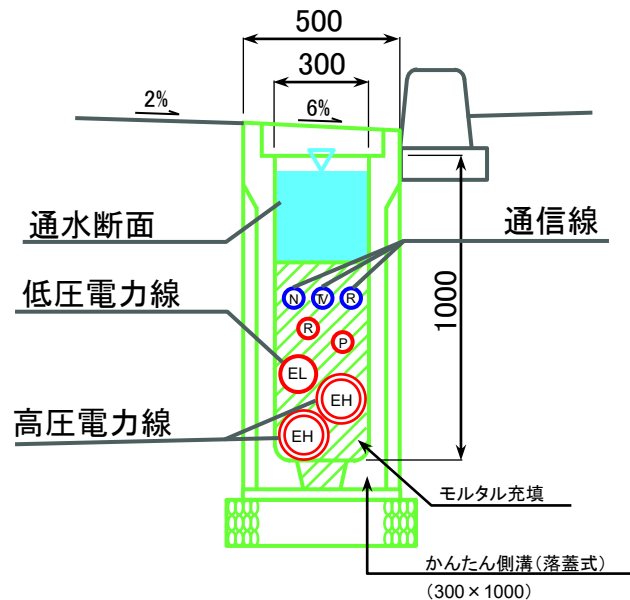
3-② 排水側溝活用によるコスト縮減方策の検討

- 令和6年度から、排水側溝を活用した無電柱化の検討を開始。
- 全国でモデル地区を10地区選定し、電線管理者を交えて設計中。
- 設計が整ったところから令和7年度より順次、工事着手。

《検討事例①》

(管路コンクリート埋設タイプ)

自由勾配側溝 300×1000

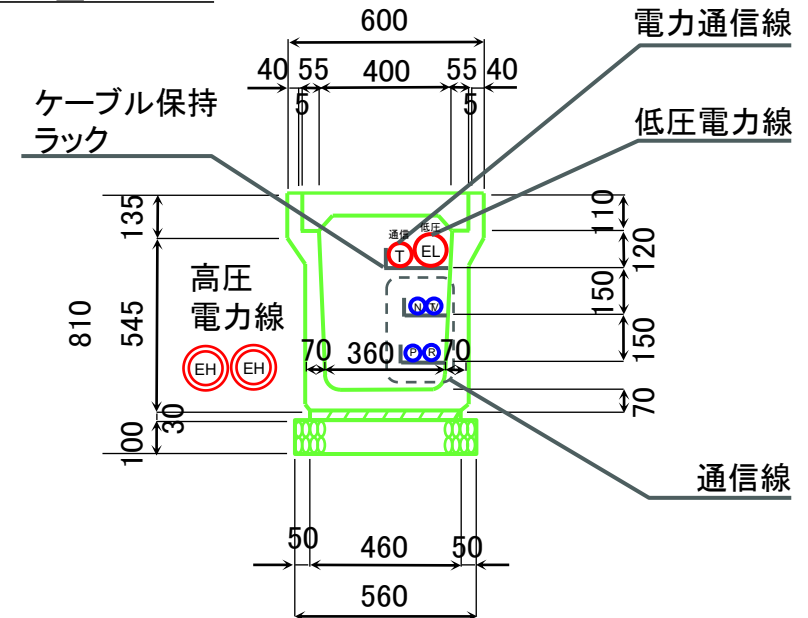


- 歩道拡幅に併せた側溝新設により、側溝内の底面部に管路を敷設(モルタル等を充填)
- 電力(高圧・低圧)及び通信管路を収容

《検討事例②》

(管路金具支持タイプ)

PU2型-400-500



- 側溝内の壁面にラックを取付け、管路を敷設
- 側溝の通水断面を確保するため、電力(高圧)は側溝外に埋設

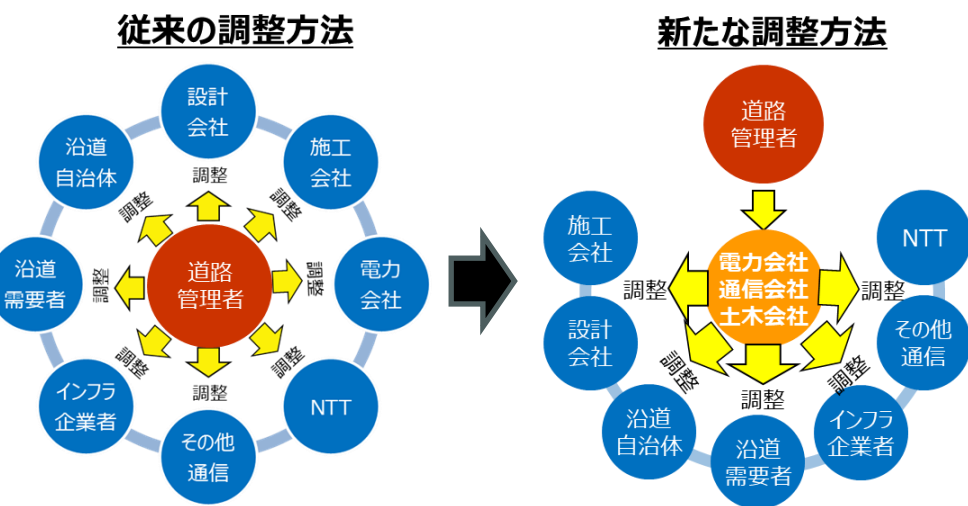
4. 事業のスピードアップ

4ー① スピードアップ(多様な発注方式)の取組

方式	役割分担(案)		特徴
従来方式	官	設計協議(沿道、電線管理者、占用者)、 移設補償、工事監理、各種調整、維持管理	・設計から工事迄各段階で民へ委託 ・各段階での協議や調整などを全て官側で実施
	民	↓ 詳細設計 コンサル 移設工事 占用者 本体工事 施工業者 引込管工事 電力・NTT 抜柱	
包括発注方式	官	包括委託の契約 移設補償、維持管理	・設計、工事、事業調整を包括して民へ委託 ・本体工事着手後の試掘、修正設計、占用事業者調整等の事業期間を短縮 ・既存ストック活用方式は協定に基づく委託
	民	↓ ----- (包括発注) ----- 設計協議(沿道、電線管理者、占用者)、 工事監理、各種調整 ↓ 詳細設計 移設調整 本体工事 引込管工事 移設工事 管理者 抜柱 電力・NTT	
PFI方式	官	PFI事業の契約 移設補償	・設計、工事、事業調整、維持管理までを包括して民へ委託 ・年度毎に分割していた工事をまとめて発注し、工事毎の契約期間を省略し、事業期間を短縮 ・適切な割賦期間を設定 ・既存ストック活用方式以外にも拡大
	民	↓ ----- (PFI事業者) ----- 設計協議(沿道、電線管理者、占用者)、 工事監理、各種調整 ↓ 詳細設計 移設調整 本体工事 引込管工事 移設工事 管理者 維持管理 抜柱 電力・NTT	

4-② 包括委託等推進のための財政支援

- 電線共同溝事業では、従来方式、詳細設計、支障物件移設、本体工事、引込管工事、舗装工事をそれぞれ発注することとなり計画では、事業着手から完了まで7年程度を要する。
- 事業のスピードアップの具体策として、電線管理者等に詳細設計から舗装工事までを一体的に発注する包括発注方式を推進するため、5年契約が可能となる財政支援を強化。
- 現在、直轄事業においては14事業で包括委託工事を実施中。



【事業工程表】

発注方式	工種	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目		
従来発注	本体設計	契約手続	詳細設計							
	本体工事			契約手続	準備	工事				
	支障物件調整		契約手続	設計	契約手続	工事				
	支障物件移設									
	引込管工事		契約手続	設計			契約手続	準備	工事	
	舗装工事							契約手続	準備	工事

発注方式	工種	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
包括発注	本体設計・工事					
	支障物件調整	契約手続	本体詳細設計	支障物件移設調整	本体工事	引込管工事
	引込管工事					舗装工事
	舗装工事					
	支障物件移設		支障物件(設計・工事)			

2年間短縮